

議案第57号

平成28年度南あわじ市国民宿舎事業会計の欠損金の処理について

平成28年度南あわじ市国民宿舎事業会計の欠損金について、別紙のとおり処理したいので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年8月28日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

平成28年度南あわじ市国民宿舎事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	590,855,991	0	△15,491,520
議会の議決による処分類	0	0	15,491,520
建設改良積立金の取崩	0	0	15,491,520
処分後残高	590,855,991	0	(繰越利益剰余金) 0

平成29年度

一 般 会 計 補 正 予 算

( 第 3 号 )

兵庫県南あわじ市

議案第 5 8 号

平成 2 9 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度南あわじ市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 0 , 6 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 , 5 5 3 , 4 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加および変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日 提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		2,064,011	4,929	2,068,940
	1. 国庫負担金	1,578,954	4,674	1,583,628
	2. 国庫補助金	469,127	255	469,382
14. 県支出金		1,850,068	△7,292	1,842,776
	1. 県負担金	799,333	893	800,226
	2. 県補助金	863,575	△8,185	855,390
16. 寄附金		457,831	675	458,506
	1. 寄附金	457,831	675	458,506
17. 繰入金		955,261	10,800	966,061
	2. 基金繰入金	792,959	10,800	803,759
18. 繰越金		21,151	93,308	114,459
	1. 繰越金	21,151	93,308	114,459
19. 諸収入		596,064	250	596,314
	5. 雑入	512,540	250	512,790
20. 市債		3,374,500	78,000	3,452,500
	1. 市債	3,374,500	78,000	3,452,500
歳入合計		26,372,815	180,670	26,553,485

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2,989,364	22,915	3,012,279
	1. 総務管理費	2,563,467	22,915	2,586,382
3. 民生費		7,108,464	43,380	7,151,844
	1. 社会福祉費	4,079,936	16,854	4,096,790
	2. 児童福祉費	2,446,738	3,989	2,450,727
	3. 生活保護費	581,790	22,537	604,327
4. 衛生費		1,894,224	85,040	1,979,264
	1. 保健衛生費	1,316,691	10,700	1,327,391
	2. 清掃費	577,533	74,340	651,873
6. 農林水産業費		2,163,146	5,335	2,168,481
	1. 農業費	1,762,095	10,800	1,772,895
	2. 林業費	64,784	△5,465	59,319
7. 商工費		512,666	250	512,916
	1. 商工費	512,666	250	512,916
8. 土木費		2,969,653	12,580	2,982,233
	5. 都市計画費	1,817,664	12,580	1,830,244
10. 教育費		2,678,316	11,170	2,689,486
	1. 教育総務費	578,598	1,560	580,158
	4. 幼稚園費	84,924	2,500	87,424

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 社会教育費	933,573	3,110	936,683
	6. 保健体育費	632,209	4,000	636,209
歳	出	合	計	
		26,372,815	180,670	26,553,485

## 第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 運 行 業 務 委 託 料	平 成 3 0 年 度 ~ 平 成 3 4 年 度	5 6 0 , 0 0 0 千 円



第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限		償還の方法
				(年以内)	(年以内)	
衛生施設整備事業	59,800	証書借 入または証券 発行	年5.0%以内(た だし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の利 率)	20	3	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財 政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または許 可等により繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共施設等除却事業	7,600			10	2	
幼稚園施設整備事業	2,300			10	2	

変更

起債の目的	補 正 前						補 正 後					
	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の 方法
庁舎等整備事業	159,000	証書借 入または証券 発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	20	3	公的資金につ いては、その 融資条件に よって、銀行 その他の場 合にはその 債権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に よって据置 期間及び償 還期限を短 縮し、また は許可等 により繰上 償還もしく は低利に借 換えするこ とができる。	165,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
社会福祉施設整備事業	101,600			15	3		103,500	〃	〃	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金	2,064,011	4,929	2,068,940
14. 県支出金	1,850,068	△7,292	1,842,776
16. 寄附金	457,831	675	458,506
17. 繰入金	955,261	10,800	966,061
18. 繰越金	21,151	93,308	114,459
19. 諸収入	596,064	250	596,314
20. 市債	3,374,500	78,000	3,452,500
歳入合計	26,372,815	180,670	26,553,485

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,989,364	22,915	3,012,279		6,400	925	15,590
3. 民生費	7,108,464	43,380	7,151,844	6,077	1,900		35,403
4. 衛生費	1,894,224	85,040	1,979,264		67,400		17,640
6. 農林水産業費	2,163,146	5,335	2,168,481	△8,440		10,800	2,975
7. 商工費	512,666	250	512,916				250
8. 土木費	2,969,653	12,580	2,982,233				12,580
10. 教育費	2,678,316	11,170	2,689,486		2,300		8,870
歳出合計	26,372,815	180,670	26,553,485	△2,363	78,000	11,725	93,308

2. 歳入

(款) 13. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 民生費国庫負担金	1,578,954	4,674	1,583,628	1. 社会福祉費負担金	1,126	過年度障害児通所支援給付費	1,126
				2. 児童福祉費負担金	875	児童手当負担金 過年度児童手当負担金	875 875
				3. 生活保護費負担金	2,673	過年度生活保護費負担金	2,673
計	1,578,954	4,674	1,583,628				

(款) 13. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費国庫補助金	216,231	255	216,486	2. 児童福祉費補助金	255	子ども・子育て支援交付金	255
計	469,127	255	469,382				

(款) 14. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 民生費県負担金	688,759	893	689,652	1. 社会福祉費負担金	563	過年度障害児通所支援給付費負担金	563
				2. 児童福祉費負担金	330	児童手当負担金 過年度児童手当負担金	330 330
計	799,333	893	800,226				

## (款) 14. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費県補助金	224,315	255	224,570	2. 児童福祉費補助金	255	子育て援助活動支援事業補助金	255
4. 農林水産業費県補助金	549,031	△8,440	540,591	2. 林業費補助金	△8,440	鳥獣被害防止総合対策事業補助金	△8,440
計	863,575	△8,185	855,390				

## (款) 16. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 総務費寄附金	450,000	675	450,675	1. 総務費寄附金	675	市民まつり寄附金	675
計	457,831	675	458,506				

## (款) 17. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
7. 淡路ファームパークイングランドの丘基金繰入金	0	10,800	10,800	1. 淡路ファームパークイングランドの丘基金繰入金	10,800	淡路ファームパークイングランドの丘基金取りくずし	10,800
計	792,959	10,800	803,759				

(款) 18. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 繰越金	21,151	93,308	114,459	1. 繰越金	93,308	前年度繰越金	93,308
計	21,151	93,308	114,459				

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5. 雑入	512,536	250	512,786	5. 雑入	250	ふるさと創生課雑入	250
						地域経済応援ポイント収入	250
計	512,540	250	512,790				

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 総務債	159,000	6,400	165,400	1. 総務債	6,400	庁舎等整備事業	6,400
2. 民生債	109,900	1,900	111,800	1. 社会福祉債	1,900	社会福祉施設整備事業	1,900
3. 衛生債	284,700	67,400	352,100	2. 清掃債	67,400	衛生施設整備事業	59,800
						公共施設等除却事業	7,600
8. 教育債	588,400	2,300	590,700	4. 幼稚園債	2,300	幼稚園施設整備事業	2,300
計	3,374,500	78,000	3,452,500				

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 一般管理費	1,215,567	3,470	1,219,037				3,470	1. 報 酬	40	委員報酬	40
										いじめ問題調査委員会委員	40
								4. 共 済 費	430	臨時職員等共済費	430
										臨時職員 社会保険料	430
								7. 賃 金	3,000	臨時職員賃金	3,000
										事務補助員賃金	3,000
4. 財産管理費	333,964	7,040	341,004		6,400		640	14. 使用料及び賃借料	240	駐車場借上料	240
								15. 工事請負費	6,800	市有財産整備工事費	6,800
5. 企画費	233,611	1,175	234,786			925	250	9. 旅 費	50	普通旅費	50
								11. 需 用 費	50	印刷製本費	50
								13. 委 託 料	350	コピー機保守管理委託料	100
										名物チョイス販売管理委託料	250
								14. 使用料及び賃借料	50	通行料及び駐車料	50
19. 負担金補助及び交付金	675	補助金	675								
										まつり補助金	675
17. 市民交流センター運営費	63,208	11,230	74,438				11,230	4. 共 済 費	1,320	臨時職員等共済費	1,320
										臨時職員 社会保険料	1,320
								7. 賃 金	9,910	臨時職員賃金	9,910
										事務補助員賃金	9,910
計	2,563,467	22,915	2,586,382		6,400	925	15,590				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	319,224	7,144	326,368				7,144	23. 償還金利子及び割引料	7,144	返納金 7,144
2. 障害者福祉費	985,545	9,710	995,255	1,689			8,021	23. 償還金利子及び割引料	9,710	返納金 9,710
計	4,079,936	16,854	4,096,790	1,689			15,165			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	51,584	1,142	52,726				1,142	1. 報酬	990	非常勤職員報酬 990
								4. 共済費	152	家庭児童相談員 990 臨時職員等共済費 152 臨時職員 社会保険料 152
2. 児童措置費	792,957	0	792,957	1,205			△1,205			財源組換
6. 放課後児童健全育成事業費	94,563	2,000	96,563		1,900		100	13. 委託料	2,000	実施設計委託料 2,000
7. 少子対策費	75,377	847	76,224	510			337	4. 共済費	120	臨時職員等共済費 120
										臨時職員 社会保険料 115
										臨時職員 労災保険料 5
							7. 賃金	727	臨時職員賃金 727	
計	2,446,738	3,989	2,450,727	1,715	1,900		374			事務補助員賃金 727

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	41,006	581	41,587				581	23. 償還金利子及び割引料	581	返納金 581
2. 扶助費	540,784	21,956	562,740	2,673			19,283	23. 償還金利子及び割引料	21,956	返納金 21,956
計	581,790	22,537	604,327	2,673			19,864			

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
8. 火葬場管理運営費	30,383	710	31,093				710	4. 共済費	130	臨時職員等共済費 130
								7. 賃金	580	臨時職員賃金 580 施設管理員賃金 580
10. 上水道費	412,780	9,990	422,770				9,990	19. 負担金補助及び交付金	9,990	補助金 9,990 淡路広域水道企業団補助金(水道高料金対策) 9,990
計	1,316,691	10,700	1,327,391				10,700			



(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. ごみ処理費	286,782	11,340	298,122		7,600		3,740	4. 共済費	110	臨時職員等共済費 110
										臨時職員 社会保険料 110
								7. 賃金	730	臨時職員賃金 730
										施設管理員賃金 730
							13. 委託料	8,000	調査設計委託料 8,000	
							15. 工事請負費	2,500	清掃センター揚水設備撤去工事費 2,500	
5. し尿処理施設建設事業費	0	63,000	63,000		59,800		3,200	13. 委託料	63,000	調査設計委託料 63,000
計	577,533	74,340	651,873		67,400		6,940			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
11. 農業公園管理事業費	104,862	10,800	115,662			10,800		19. 負担金補助及び交付金	10,800	負担金 10,800
										浄化槽修繕工事負担金 10,800
計	1,762,095	10,800	1,772,895			10,800				

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 林業総務費	44,448	△5,465	38,983	△8,440			2,975	19. 負担金補助及び交付金	△5,465	補助金 鳥獣被害総合対策事業補助金 野生動物防護柵集落連携設置事業 補助金	△5,465 △8,440 2,975
計	64,784	△5,465	59,319	△8,440			2,975				

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 観光振興費	231,928	250	232,178				250	19. 負担金補助及び交付金	250	負担金 あわじアートサーカス実行委員会負担金	250 250
計	512,666	250	512,916				250				

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 地域公共交通 推進費	134,211	12,580	146,791				12,580	13. 委託料	12,580	コミュニティバス運行準備業務委託料	12,580
計	1,817,664	12,580	1,830,244				12,580				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 教育委員会費	4,304	△40	4,264				△40	1. 報酬	△40	委員報酬 いじめ問題調査委員会委員	△40 △40
3. 教育振興費	328,426	1,600	330,026				1,600	8. 報償費	968	講師等謝礼	968
								9. 旅費	132	費用弁償	132
								13. 委託料	500	コアカリキュラム開発業務委託料	500
計	578,598	1,560	580,158				1,560				

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 施設整備費	1,800	2,500	4,300		2,300		200	13. 委託料	2,500	実施設計委託料	2,500
計	84,924	2,500	87,424		2,300		200				

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 図書館費	56,370	3,110	59,480				3,110	4. 共済費	400	臨時職員等共済費 臨時職員 社会保険料	400 400
								7. 賃金	2,710	臨時職員賃金 事務補助員賃金	2,710 2,710
計	933,573	3,110	936,683				3,110				

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 体育施設費	208,899	4,000	212,899				4,000	15. 工事請負費	4,000	社会体育施設改修工事費	4,000
計	632,209	4,000	636,209				4,000				

## 給 与 費 明 細 書

### 1、特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円)	年間支給率 (月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		33,720	13,292	(4.30)	253	47,265	8,326	55,591	
	議 員	18	77,253		30,395			107,648	30,014	137,662	
	その他の特別職	3,400	222,039					222,039		222,039	
	計	3,422	299,292	33,720	43,687		253	376,952	38,340	415,292	
補正前	長 等	4		33,720	13,292	(4.30)	253	47,265	8,326	55,591	
	議 員	18	77,253		30,395			107,648	30,014	137,662	
	その他の特別職	3,399	221,049					221,049		221,049	
	計	3,421	298,302	33,720	43,687		253	375,962	38,340	414,302	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	1	990					990		990	
	計	1	990					990		990	

議案第59号

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例  
制定について

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成29年8月28日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例（平成 17 年南あわじ市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項後段中「また、当該」を「当該」に改める。

第 6 条中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改める。

第 7 条中「第 6 条」を「前条」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第 9 条中「において」の次に「読み替えて」を加え、「法第 49 条」を「法第 87 条の 5 第 1 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 39 号）の施行の日から施行する。

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の分担金等の賦課基準については、市長が別に定める。<u>また、当該事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第6条 市長は、受益者が市営事業及び県営事業の施行に係る地域内の農地を<u>法第113条の2第2項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する会計年度の翌年度（その年度の到来する以前に市長が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）において当該受益者から市営事業にあっては当該事業につき県から交付を受けた補助金及び市が負担した額の合計額を、県営事業にあっては法第91条第6項の規定により市が負担</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の分担金等の賦課基準については、市長が別に定める。<u>当該事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第6条 市長は、受益者が市営事業及び県営事業の施行に係る地域内の農地を<u>法第113条の3第3項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する会計年度の翌年度（その年度の到来する以前に市長が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）において当該受益者から市営事業にあっては当該事業につき県から交付を受けた補助金及び市が負担した額の合計額を、県営事業にあっては法第91条第6項の規定により市が負担</p>	



した額を当該目的外用途に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

(徴収方法及び納付期限)

第7条 第3条の規定により徴収する分担金等及び第6条の規定により徴収する特別徴収金は、別に定める納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、分割納付の方法により徴収することができる。

第8条 略

(緊急の場合の特例)

第9条 法第96条の4第1項において準用する法第49条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10条以下 略

した額を当該目的外用途に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

(徴収方法及び納付期限)

第7条 第3条の規定により徴収する分担金等及び前条の規定により徴収する特別徴収金は、別に定める納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、分割納付の方法により徴収することができる。

第8条 略

(緊急の場合の特例)

第9条 法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10条以下 略

議案第60号

南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定  
について

南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

平成29年8月28日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年南あわじ市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表備考3を次のように改める。

- 3 「市町村民税所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法第314条の7から第314条の9まで、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項、同法附則第5条の5第2項、同法附則第7条の2第4項及び第5項、同法附則第7条の3第2項並びに同法附則第45条第4項から第6項までの規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「市町村民税所得割額」とは、<u>地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割額をいう。</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「市町村民税所得割額」とは、<u>地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法第314条の7から第314条の9まで、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項、同法附則第5条の5第2項、同法附則第7条の2第4項及び第5項、同法附則第7条の3第2項並びに同法附則第45条第4項から第6項までの規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。</u></p>	

議案第 6 1 号

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年南あわじ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会学校教育課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第18条 略                      (庶務)                      第19条 調査委員会の庶務は、<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。                      第20条以下 略</p>	<p>第1条～第18条 略                      (庶務)                      第19条 調査委員会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。                      第20条以下 略</p>	